

自治会の皆さんへ 拠点施設（公民館など）の 修繕整備を補助します

- 1 受付期間 : 令和 7 年 5 月 1 9 日 (月) から 令和 7 年 6 月 2 0 日 (金) 17 時まで
- 2 申請方法 : 期間内に必要事項を記入した申込書及び関係書類を地域振興課に提出
- 3 申請書 : 地域振興課（宮古島市役所 総合庁舎 1 階）の窓口で配布
※宮古島市ホームページからもダウンロードできます
※今年度より自己負担割合に変更があります。
- 4 提出先 : 地域振興課
- 5 問合せ : 電話 7 3 - 4 9 0 5 F A X 7 3 - 1 9 8 7

補助対象となる団体

以下の全てを満たす自治会が対象です。

- (1) 自治公民館を運営管理し、規約や会則等を有する自治会等
- (2) 地方自治法第260条の2に定める地縁による団体の認可を受けたもの
- (3) 地縁による団体の認可を受けていないが、当該団体に該当すると市長が認めたもの

※ただし、宮古島市の公の施設を指定管理する自治会は、補助の対象外となります。

補助金の決定

申請内容をもとに、施設の現状などを確認して査定を行い、緊急性が高いと査定された団体を優先して交付決定を行います。

※交付決定の場合でも、申請内容・申請額が全て認められるとは限りません。

補助対象となるもの

以下の事業が補助の対象となります。

- (1) 建物の雨漏りに係る防水事業
- (2) 外部出入口等の手すりやスロープなどの設置事業
- (3) 和式トイレを洋式トイレにする取替事業
- (4) トイレの手すり設置事業
- (5) その他、市長が自治公民館の修繕整備に必要と認めた事業

補助金の額

1 自治会につき限度額 100 万円を補助します（対象経費の 90%を補助）。

※今年から自治会負担割合が 20%→10%に軽減され、利用しやすくなりました

※端数がある場合は、1,000 円未満を切り捨てた額が補助額となります。

申請に必要な書類

以下の全てを提出すること。

- (1) 宮古島市自治公民館修繕整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 修繕費の見積書（2 者以上）
- (5) 修繕部分の写真及び詳細図等
- (6) 規約、会則等組織に関する定めを示した書類